

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正



内閣府（防災担当）被災者行政担当

阪神・淡路大震災が起きた当時は被災者生活再建支援法がなかったことを踏まえ、災害援護資金の既償還者との公平性に十分配慮しつつ、未償還者のうち一定の低所得者等の免除を可能とするとともに、災害援護資金の債権管理の実態を教訓に、急ぐべき現行制度の不備を是正することを目的として「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号。以下「改正法」といいます。）」が令和元年5月31日に成立し、同年8月1日から施行されました。ここでは、改正法の概要等について紹介します。

1 法改正の経緯

災害援護資金貸付制度は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「災害弔慰金法」といいます。）に基づき、自然災害により世帯主が負傷した場合や住宅・家財に被害を受けた場合に、所得が一定以下の世帯の世帯主に対して、条例の定めるところにより、生活の立直しのための資金を貸し付ける

制度です（貸付限度額：350万円、償還期間：10年）。貸付けは市町村の自治事務と位置付けられており、貸付金の原資は、指定都市にあっては国が2/3、自らが1/3を、指定都市以外の市町村にあっては国が2/3、都道府県が1/3を負担しています。

未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災時には、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が制定されておらず、多くの被災者が災害援護資金を頼りに生活再建を余儀なくされましたが、10年という期間での返済が難しく、期限内の償還が困難な者が数多くいたことから、これまで4度にわたり期限が延長されました。この間、関係地方公共団体においては、滞納者への法的措置などにより最大限の債権回収に努めてきた（貸付金額に係る償還率90%以上）一方、借受人の資力が十分でないこと等のため、震災から20年以上が経過した現在においても回収困難な債権が残ることとなりました。このような状況に鑑み、関係自治体の要望等も踏まえつつ、この問題の終局的な解決

策を検討するため、与党を中心に議論が行われました。

その後、与野党調整の結果、以下の6点を柱として議員立法により災害弔慰金法を改正することとなりました。

- ①被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除
 - ②平成31年4月以降は保証人の可否を市町村に委ねたことを踏まえ、それ以前の災害について、償還期限から10年経過後に、市町村が保証債権を放棄できるようにする
 - ③破産の場合は、20年の経過を待たずに、死亡等と同様に免除
 - ④免除等のため、市町村に資産・収入を調査する権限を付与する
 - ⑤市町村は、災害弔慰金等の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める
 - ⑥国は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の制度の周知を図る
- 改正法は、衆議院災害対策

特別委員会提案により発議され、衆参両院の議論を経て、令和元年5月31日の参議院本会議において全会一致で可決・成立し、6月7日に公布、8月1日より施行されました。

2 改正法の概要

(1) 償還免除

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときに加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとしました。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこととしました。

- ① 災害援護資金の貸付けを受けた者が、(2)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ② 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができることと認められるとき。

(2) 報告等

市町村は、この法律の規定により、償還金の支払いを猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた

者若しくはその保証人の収入又は資産の状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができることとしました。

(3) 市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、合議制の機関を置くよう努めるものとする事としました。

(4) 制度の周知徹底

国は、災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、これらの制度の周知徹底を図るものとする事としました。

(5) 被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があった日以前に生じた災害に係る償還免除の特例

市町村は、被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の抛出があった日以前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合^(※1)には、償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとしました。また、市町村が償還を免除したときは、都道府県及び国の原資貸付金の償還を免除することとしました。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、(2)により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、

この限りでないこととしました。

(6) 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例

平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から10年を経過した後に地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県及び国は、市町村に対し、その保証人の保証を受けた者であって内閣府令で定める事由^(※2)があるものの償還未済額に相当する額の都道府県及び国の原資貸付金の償還を免除することとしました。

(7) 改正法の施行日

この法律は令和元年8月1日から施行することとしました。

※1内閣府令で定める場合

- 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入額から租税その他の公課の額を控除した額が、150万円未満であること。
- 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。
 - ① 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること
 - ② 預貯金(生活費の入金等を控除した金額をいう。)が、20万円以下であること

※2内閣府令で定める事由

- 平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利の放棄の際において、当該保証人が災害援護資金の貸付けを受けた者に代わり当該災害援護資金を継続的にかつ現に償還しており、かつ、当該償還が完了していないこと。
- 災害援護資金の貸付けを受けた者が(1)又は(5)の償還を免除することができる場合に該当しないこと。

～被災地で役立つ情報をラジオ放送でお届け～ 臨時災害放送局用設備の貸出しについて



総務省情報流通行政局地上放送課

災害時の情報入手手段として、ラジオ放送が高い評価を受けています。

総務省では、災害時に被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等が「臨時災害放送局」といわれるFM放送局を開設するために必要な設備を貸し出しています。

昨年度は、7月豪雨や北海道胆振東部地震の際に、被災地の

地方公共団体が総務省から設備の貸出しを受け、被災地各地で臨時災害放送局が開設され、避難情報や生活インフラの復旧状況等、被災者に役立つ情報が提供されました。

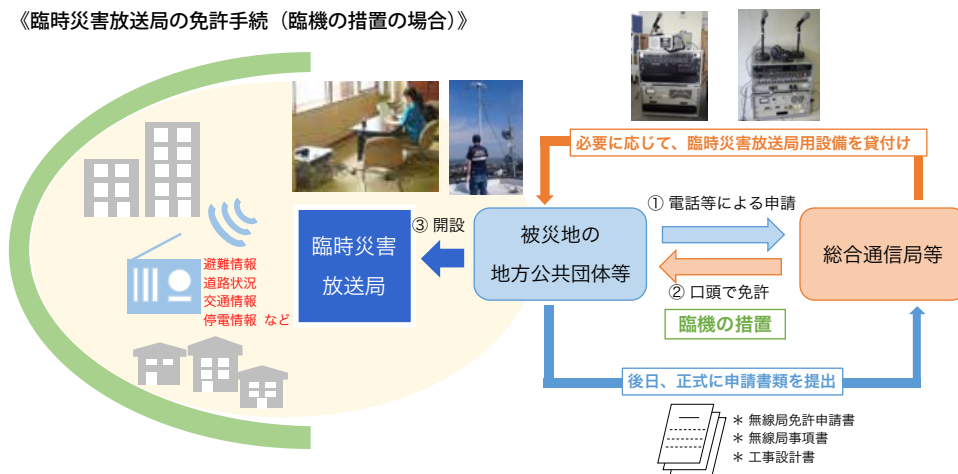
今年6月には、この設備を全国11か所の総合通信局等全てに配備しました。この設備を用いて、臨時災害放送局の開設のほか、平時においても、地方公共団体

等が行う防災訓練等に貸し出し、災害時における迅速な対応ができるようにしています。

総務省では、地方公共団体等の皆様による災害時や平時の防災訓練等における臨時災害放送局用設備の活用引き続き協力していきます。

国民の皆様には、災害時のラジオ放送の有用性を再確認していただきたいと思います。

《臨時災害放送局の免許手続（臨機の措置の場合）》



お問い合わせ先	都道府県	住所	電話
北海道総合通信局 防災対策推進室	北海道	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-747-6451
東北総合通信局 放送課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-221-0696
関東総合通信局 放送課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1700
信越総合通信局 放送課	新潟県、長野県	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-234-9938
北陸総合通信局 放送課	富山県、石川県、福井県	金沢市広坂2-2-60	076-233-4494
東海総合通信局 放送課	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9198
近畿総合通信局 放送課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6942-8566
中国総合通信局 放送課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	広島市中区東白島町19-36	082-222-3382
四国総合通信局 放送課	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	松山市味酒町2-14-4	089-936-5037
九州総合通信局 放送課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-326-7307
沖縄総合通信事務所 情報通信課	沖縄県	那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区5階	098-865-2307

熊本地震の経験と教訓を伝える『熊本地震デジタルアーカイブ』



熊本県知事公室危機管理防災課防災企画室

最大震度7の揺れを2度記録し、甚大な被害をもたらした熊本地震から、今年4月で丸3年が経過しました。熊本県では、熊本地震の経験と教訓を後世に伝え、今後起こる災害への備えに役立てるための取組みを進めています。

その1つが、「熊本地震デジタルアーカイブ」です。これは、熊本地震に関する資料を各自治体や関係団体などから収集し、Webサイト上で公開するという取組みです。

平成29年4月のサイト公開以来、内閣府（防災担当）や、熊本市などの県内自治体、熊本県医師会などの関係団体から資料を御提供いただき、令和元年7月末現在で約10万件の資料を公開しています。

熊本地震の実情を伝える

このサイトでは、倒壊した家屋や避難所の状況、消防による救助活動など、熊本地震の実情を伝える写真や映像を掲載しています。また、被災市町村の災害対策本部会議の資料も掲載しています。

このほか、関係団体の熊本



デジタルアーカイブトップページ

地震時の対応に関する記録誌や検証報告書をまとめたコーナーや、熊本地震での経験や教訓を語った映像のコーナーもあります。

復旧・復興を伝える

熊本地震による被害の状況だけでなく、その後の復旧・復興の様子も発信しています。

その1つとして、地震で特に被害が大きかった熊本城や東海大学阿蘇キャンパスなど県内19箇所です。県が定期的に撮影した写真や映像のコーナーを設けています。

広がるアーカイブの活用

掲載資料は、様々な場面で

活用され始めています。

「活用」のコーナーでは、防災・減災を呼びかける自治体の広報誌やパンフレットなどに掲載資料が活用された事例を紹介しています。

また、教育現場での活用も始まっています。令和元年7月から熊本大学災害医療教育研究センターのカリキュラムでこのサイトの利用が開始されました。

今後も、県内外の自治体や関係団体などから引き続き資料を収集してコンテンツを更に充実させ、国民全体の災害対応力の向上につなげたいと考えています。

民間企業の動き

豪雨時の被害軽減を目指して

構造計画研究所では、激甚化する豪雨災害に備えリアルタイムで河川水位を予測するシステム「RiverCast」を開発しております。RiverCastは豪雨時の河川水位を数時間前に予測し災害対応の意思決定を支援するシステムで、既に複数の自治体や民間企業にご導入いただいております。予測結果はWebサイトから閲覧できるほか、水位の上昇が予測された際にはメールでお知らせすることもできます。

本システムでは、過去の観測データから直接水位予測モデルを構築する技術を採用しており、東京大学と共同で開発しました。

従来の手法では河川の形や流量を計測する必要がありましたが、本技術では水位計の観測値と雨量のみから将来の水位を予測するため、中小河川に対しても安価かつスピーディ

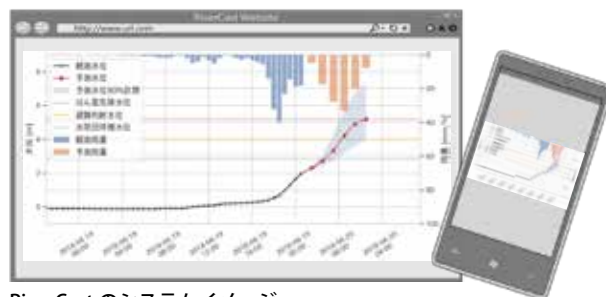
にご導入いただけます。また天気予報の誤差を考慮した予測も可能で、現在の不安定な気象状況下でも十分活用していただける技術です。

河川水位・雨量データ



6時間先まで
リアルタイムに
河川水位を予測

- ✓ 安価かつスピーディに導入可能
- ✓ Webから簡単に閲覧
- ✓ 危険な時はメールでお知らせ
- ✓ 天気予報の誤差も考慮



RiverCastのシステムイメージ

株式会社構造計画研究所
事業開発部 気象防災ビジネス室
東京都中野区中央 4-5-3
TEL: 03-5342-1252
weather@kke.co.jp

<https://www.weather.kke.co.jp/>



被災現場に学び、社会の安全に寄与する

サイエンスクラフトは、「ソフト防災」に関する専門コンサルタント会社です。

被災現場や対応状況等の「調査」をはじめ、防災対策に関する「研究」、地域防災計画やBCP等の「計画・マニュアル作成支援」、 「防災対策研修・訓練の企画・実施支援」を事業の柱とし、国・地方公共団体・企業の「災害対応力」の強化や「地域防災力の向上」に貢献しています。

私たちは、「被災現場に学び、確かな防災対策の提案を通じて、社会の安全に寄与する」ことを大事に

しています。そして、私たちの提案が、いつでも「人の命をまもること」につながり、「人の暮らしに安心を与えること」につなげるように、一つ一つの取組みに向き合っています。

特にここ十年は、災害から「上手に逃れることができる人」、



地域や職場の女性防災リーダーの育成を目的とした「防災コーディネーター研修」の様子（東京都主催）

株式会社サイエンスクラフト

起きてしまった災害に「的確に対応できる人」の育成を重要課題として捉え、被災現場の実態を踏まえた研修や訓練を数多く実施してきました。毎年全国各地で災害が発生しますが、今後もより効果的な人材育成・組織育成等をご提案できるよう、成長していきたいと考えています。

株式会社サイエンスクラフト東京事務所
東京都千代田区六番町 13-7
中島ビル 2
TEL: 03-6272-4372
info@scraft.co.jp

<https://scraft.co.jp/>



防災・復興の技術開発で社会貢献

フジタは雲仙普賢岳の災害復旧・防災工事で、従来の建設業の枠組みにとられない技術開発に先駆的に取り組み、その後も様々な災害対応を踏まえ継続的に改善をすすめています。

■ロボ QS

現地の汎用バックホウに実装できる高機能型遠隔操縦装置です。軽量部品で構成され災害現場への運搬が容易、組み立ても短時間で災害時の即応性が高いシステムです。操縦席の取り外しや工具の使用は不要で、取り付け後も通常の有人搭乗運転が可能です。

危険を伴う解体作業や急傾斜地における法面整形にも適用できます。

■災害用簡易ベッド

工具不要で組み立て可能です。テント付でプライバシーを確保でき、キャスタ付収納バッグでコン



株式会社フジタ

パクトに保管できます。二台組み合わせれば二段ベッドとして使用できます。



株式会社フジタ
東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-2
広報室
TEL: 03-3402-1911
info@fujita.co.jp
<https://www.fujita.co.jp/>



防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）の設立！



内閣府（防災担当）普及啓発・連携担当

内閣府は、令和元年8月23日、「インフラシステム輸出戦略」等を踏まえ、官民一体となった我が国の防災技術の海外展開を促進し、アジアをはじめとする世界各国における防災能力の向上に貢献するため、「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会」(Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction, 通称 JIPAD) を設立しました。同連絡会には、令和元年8月23日現在、製造・建設・エンジニアリング、調査・設計、商社、通信、保険等の分野から約165企業・団体が会員

となっています。また、運営協力省庁・団体として、内閣官房、外務省、国土交通省、経済産業省等の関係省庁、JICA、JETRO、(一社)日本防災プラットフォームが参加しています。本年度は、10月に東京にてアフリカ諸国やASEAN 諸国の防災担当官を対象として、また、来年1月には南米にて、我が国の防災政策・

技術・ノウハウを一体的に紹介する「官民防災セミナー」を開催します。同連絡会は、随時、海外展開に意欲や関心のある企業は会員登録可能ですので、ご希望がございましたら、内閣府（防災）普及啓発・連携担当にご連絡ください。

<http://www.bousai.go.jp/pdf/kanminrenrakukai.pdf>





防災リーダーと地域の輪

第40回

日建設計ボランティア部
明治大学山本俊哉研究室
千葉大学木下勇研究室
(一社) 子ども安全まちづくりパートナーズ

「逃げ地図」で速やかな避難

避難場所までの経路や所用時間を可視化する「逃げ地図」のワークショップが各地で開催され、地域防災に関する住民間のコミュニケーション促進に役立っています。



内閣府 (防災担当) 普及啓発・連携担当

地震、津波、豪雨などの災害から命を守るには、どこに、どのような経路で逃げるかを知っておくことが大切です。そのために各自治体は、災害の被害が想定される地域や避難場所・避難経路などを地図上に表示したハザードマップを住民向けに作成・公表しています。今、このハザードマップを活用して、「避難地形時間地図」、通称「逃げ地図」を作成する活動が注目されています。

逃げ地図の描き方や、ワークショップで描き方を伝達し、話し合いの場とする基本形は、建築設計事務所である株式会社日建設計のボランティア部が、東日本大震災で被災した地域の復興計画策定を支援するために考案しました。

逃げ地図作成で必要なのは、白地図(2,000～2,500分の1)、色鉛筆、紐です。まず、ハザードマップを参照し、土砂災害危険箇所などの避難障害地点や避難目標地点を白地図に書き込みます。次に、避難目標地点までの避難経路となる道路に色鉛筆で

色を塗ります。この時に距離を測る物差しとして使うのが紐です。2,500分の1の地図の場合、足の悪い後期高齢者が3分間で移動できる距離129mに相当する5.16cmの長さの紐を用意します。紐を地図にあて、避難目標地点を起点に、3分ごとに緑、黄緑、黄、橙といった順に道路を色分けしていきます。そして、避難する方向を示す矢印を道路に沿って記せば、地図は完成となります。

「逃げ地図を作成すると、避難目標地点に到達するまでの時間と経路が一目で分かるようになります。また、新たに避難場所や避難経路をつくった場合の避難時間の短縮効果も確認することができます」と一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズの代表理事で明治大学理工学部教授の山本俊哉さんは言います。

山本さんは平成25年(2013年)に日建設計のボランティア部や千葉大学大学院園芸学術科教授の木下勇さんと研究開発グループを立ち上げました。各地でワークショップを開催し、逃げ地図

を防災教育のツールとして普及させる取組みを進めています。

岩手県陸前高田市では、平成25年9月に同市立高田東中学校で生徒と住民の計130名が参加して開催されたワークショップをきっかけに、逃げ地図作成が地域に広がっています。同市小友地区では小友小学校PTA、消防団員、住民の約30名が集まり逃げ地図を作成した結果、避難場所と避難経路が見直されました。その逃げ地図をもとに小友小学校の児童が避難訓練を実施すると、従来よりも避難時間を5分短縮できることが分かりました。

また、同市広田地区では逃げ地図を活用した子ども向けの防災学習プログラム「キツネを探せ in 陸前高田」が行われました。参加者は「キツネ」の面を被った人物を追って、逃げ地図に記された避難経路を高台の避難場所を目指して散策する中で、避難経路を確認します。途中、メンコなどの昔遊びや水運びゲームも体験し、楽しみながら防災を学びました。

「防災は楽しくないと続かない





南海トラフ地震での津波を想定して逃げ地図を作成する高知県黒潮町佐賀地区の住民。



高知県黒潮町佐賀地区で作成した地図をPCで仕上げたもの。



宮城県気仙沼市津谷川流域地区で開催された逃げ地図のワークショップ。



防災学習プログラム「キツネを探せ in 陸前高田」で、仮設住宅を逃げる「キツネ」

ことになっていました。しかし、自分が住む集落よりも、隣の集落の避難場所が近い場合もあることが逃げ地図で一目瞭然となったのです。これを受け、集落の枠を超えて避難できることが集落の間で合意されました。さらに、逃げ地図をもとに地区防災計画を策定しました。

「逃げ地図は、色々な人が議論しながら一緒につくっていくことが大切です。その中で、高齢者の避難、危険箇所の位置など、様々な気づきを得られます。逃げ地図は世代間や地域間のリスクコミュニケーションを促進するツールになるのです」と山本さんは言います。

逃げ地図作成のワークショップは現在まで15都府県の約60カ所で開催されています。今年は日本青年会議所(JCI)と協力し、さらに全国へと展開される予定です。

(画像提供: すべて 明治大学山本俊哉研究室)

ですし、広がりませんので、逃げ地図にゲームの要素を入れたり、IoTを活用したり、様々な工夫が行われています」と山本さんは話します。

逃げ地図は津波災害以外にも活用されています。埼玉県秩父市上白久地区では、地域の大半が土砂災害警戒区域に指定されているため、住民が「土砂災害からの逃げ地図」作成に取組みました。住民や市職員らが地区

内を実際に歩き、避難障害地点などを確認した上で、大雨時の避難場所、避難経路、避難方法の留意事項などを明示した逃げ地図を作成し、全世帯に配布しています。

また、逃げ地図によって、これまでの避難計画の不合理な点も明らかになりました。上白久地区は3つの集落に分かれており、災害の危険が迫った時に住民はそれぞれの集落の避難場所に避難する

「逃げ地図」作成
マニュアル



ぼうさい 秋号 [No. 96]

令和元年9月30日発行 [季刊]
<http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/r01.html>



● 編集・発行

内閣府(防災担当) 普及啓発・連携参事官室
〒100-8914
東京都千代田区永田町 1-6-1
中央合同庁舎第8号館
TEL:03-5253-2111 (大代表)
FAX:03-3581-7510
URL: <http://www.bousai.go.jp>



● 編集協力・デザイン

株式会社ジャパンジャーナル
〒101-0063
東京都千代田区神田淡路町 2-4-6-7F
TEL: 03-5298-2111 (代表)
URL: <http://www.japanjournal.jp>

● 印刷・製本

敷島印刷株式会社
printed in Japan

ぼうさい冬号は2019年12月発行の予定です。

● 編集後記

今号の特集は、政府本部運営訓練や九都県市合同防災訓練などの総合防災訓練を紹介しました。

今年も台風や大雨による災害が各地で発生しています。

災害に備えるためには、日頃から地域や身近な人たちとコミュニケーションを図り、協力することが大切です。

皆さんもこの機会に地域で実施される防災の行事に参加してはいかがでしょうか。

ご意見・ご感想を、内閣府(防災担当) 広報誌「ぼうさい」担当宛で、はがき、FAXにてお寄せください。

11月5日は 津波防災の日 世界津波の日

令和元年度「津波防災の日」スペシャルイベント

『津波 × 地域防災 × 企業』

日時 2019年 **11**月**5**日 13:00～18:00

火曜日

場所 TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター
東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP 市ヶ谷ビル 8階

内閣府 津波防災

